

妊婦が安心して出産できる周産期医療体制の充実を求める意見書

妊婦に対する救急医療体制の不備により、妊婦が尊い命を失った。今年10月4日、出産を間近に控え江東区内のかかりつけの産婦人科病院で頭痛や吐き気を訴えた妊婦が、墨東病院など8つの病院から緊急搬送の受け入れを断られた結果、子供を出産後、母親は脳出血により3日後に死亡した。

また、本年9月23日、出産のために入院していた調布市内のかかりつけの病院で嘔吐や半身麻痺などの脳出血の症状を訴えた妊婦が、多摩地域で現在唯一の「総合周産期母子医療センター」に指定されている杏林大病院を含め少なくとも6つの病院から緊急搬送の受け入れを断られた末、約4時間後に搬送先の墨東病院で子供は無事出産したが母親は意識不明の重体であることが11月明らかになった。

このような相次ぐ事態に国や東京都も対応策を打ち出しているところであるが、今回の2つのケースは、医療体制が全国で最も整備されているといわれている東京都内、また隣接する調布市で起きたことから、多くの市民から不安の声が上がっていることは、否めない事実であり、このような痛ましい事件が二度と繰り返されることのないようさらなる再発防止策に取り組むことを強く要望するものである。

よって、本市議会は、国会及び政府並びに東京都に対し、「総合周産期母子医療センター」を中核とする周産期医療ネットワークの整備と、地域の分娩施設等と高次の医療施設との連携体制の確保など周産期医療体制の強化・充実に取り組むとともに、妊婦と生まれてくる子供の安心・安全を図るための抜本的な対策と必要な措置を早急に講ずることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年12月19日

稲城市議会議長 原田えつお